

議事（２）山口市幼児教育・保育サービス検討懇話会について(報告書)

議事（１）「市立幼稚園及び保育園の在り方」についての説明、御意見・回答は以下のとおりです。

【事務局説明】**『方針策定の趣旨』について**

・乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、本市の教育・保育施設では、市立・私立の区別なく、子どもたちに生活や遊びといった体験活動を通して、人としての心情、意欲、態度を育み、基本的生活習慣が身につくように、それぞれの施設が工夫を凝らした保育を行ってきた。

・全国的に子どもの人口が減少を続ける中、多くの地域において教育・保育施設における空き定員が増加している。一方では、慢性的な保育人材不足に加え、子育て家庭や幼児教育・保育を取り巻く環境の変化に伴い、子育て支援や教育・保育に対するニーズの多様化が進んでおり、これらに的確に対応していくことが求められている。

・本市においては、幼稚園への入園希望者は年々減少しており、特に市立幼稚園の園児数は著しく減少し、幼稚園教育において望ましい集団規模での活動において大きな課題がある。

・市立幼稚園、市立保育園ともに建築後 30 年を超える施設が全体の約 7 割を占め、施設の老朽化に伴い、今後、大規模改修や改築等が必要となる。

・このような状況の中、本市の限りある教育・保育資源を最大限に活用しながら、多様化する教育・保育や保護者・地域のニーズに対して効率的かつ的確に対応していくためには、教育・保育の私立事業者の経営計画や待機児童の状況を勘案しながら、市立幼稚園及び保育園の役割について検討を行い、市立施設の規模、配置などを中長期的な視点から幼稚園と保育園を一体的に捉えて見直しをする必要がある。

・本方針は、幼児期の教育・保育を取り巻く様々な課題や国の制度改正を考慮しつつ、「山口市子ども・子育て会議」、「山口市幼児教育・保育サービス検討懇話会」等における検討結果や御意見を踏まえ、これからの市立幼稚園及び保育園の方向性を示し、すべての子どもが健やかに成長できる環境を整え、持続可能な質の高い教育・保育を提供するための指針として策定する。

『本市の幼児教育・保育を取り巻く現状』について

・乳幼児（0～5 歳児）人口は、令和 3 年から令和 8 年までの 5 年間で 1,684 人減少しており、合計特殊出生率の低下などにより、今後も減少していく見込み。

・幼稚園・保育園から認定こども園への移行が進んでいることから、今後も幼稚園や保育園は減少し、認定こども園が増加する見込み。

・幼児（3～5 歳児）の就園状況については、幼稚園や認定こども園（1 号認定）で 1 日 4 時間程度の教育・保育を受ける園児は大幅に減少している。一方で、保育園や認定こども園（2 号

認定)で1日8時間程度の教育・保育を受ける園児は年々増加している。これは、幼稚園よりも教育・保育時間の長い保育園や認定こども園を利用する傾向が強くなっているため。

- ・幼稚園・認定こども園(1号認定)の園児数は、平成30年度の2,278人から8年間で半減し、令和9年度には1,000人を割り込む見込みである。

- ・保育園・認定こども園・地域型保育所(2号・3号認定)の園児数は増加傾向にあったが、令和6年度にピークを迎え、令和7年度以降は減少傾向にある。

- ・保育園・認定こども園等の利用定員については、保育施設等の整備や幼稚園から認定こども園への移行を促すことで、2号・3号定員拡大を図ってきたことにより、平成29年度の待機児童数92人から待機児童数を大幅に減少することができた。しかしながら、区域や年齢によって定員を超える申し込みがあることにより、令和8年度は待機児童が6人発生した。引き続き、保育人材の確保や幼稚園等から認定こども園への移行を促すとともに、区域や年齢毎に利用定員の見直しを図ることで、待機児童の解消に取り組んでいく必要がある。

『市立幼稚園及び保育園の現状』について

- ・市立幼稚園の園児数は、平成30年度の363人から令和8年度に56人まで減少しており、園児数が一桁の園も5園となるなど、著しく小規模化が進み、幼児期の子どもにとって望ましい集団規模での活動において大きな課題がある。

- ・市立保育園の園児数は、平成30年度の1,076人から令和8年度には731人まで減少しており、一部の園においては、小規模化が進み、集団規模での活動において大きな課題がある。

- ・市立幼稚園や保育園は、令和8年4月時点で築30年を経過している施設が全体の7割を占め、施設の老朽化に伴い、今後、大規模改修や改築等が必要となっている。

『市立園(幼稚園、保育園、認定こども園)の役割』について

- ・私立の教育・保育施設と一層連携・協調しながら、これまで培ってきた専門的な知識や技術、経験をもとに、私立園に対する支援の充実や、保育士等の育成、地域における子ども・子育て支援の拡充等を積極的に図ることで、本市全体の幼児教育・保育の質を高める役割が求められている。今後は、市立の幼稚園と保育園の一体化を図り、国が定める幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づいた教育・保育の実践・研究、及び先進的な実践・研究に一層取り組み、その成果や課題を私立園に情報提供し、共有を図るなど、地域における幼児教育・保育の拠点施設として次のような役割を果たしていく。

- ・幼児教育・保育の質の向上と人材の育成
- ・特別な配慮を必要とする子どもの教育・保育の充実
- ・地域における子育て支援の拠点機能の拡充
- ・小中学校教育への円滑な接続に向けた幼保小中連携の充実
- ・幼児教育・保育の機会均等の確保

【御意見・回答】

Q 1：市立の幼稚園と保育園は残すのか。廃止するのか。山口みなみこども園と同じような施設が市内にいくつかできるのか。

A 1：市立園の将来構想については、次回の検討懇話会にて提案させていただき、皆様から御意見をいただきたい。公立園の在り方については、大きな考え方や方向性を定めるもので、具体的にどこの園を残す・廃止するというものではない。

議事（２）「認定こども園移行時における利用定員設定の見直し」、
議事（３）「幼稚園、保育園及び認定こども園における利用定員の見直し」についての説明、
御意見・回答は以下のとおりです。

【事務局説明】

『教育・保育施設における需給調整の特例措置』について

・認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、子どもたちに質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するとともに、保護者の就労状況等にかかわらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設であり、国においては、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の目的の一つとして、政策的にその普及を図っていくこととされている。本市においても、令和７年３月に策定した山口市こども計画において、認定こども園の普及を推進することとしている。

・新制度では、教育・保育提供区域において供給が需要を上回る場合は、需給調整（認可拒否又は認定拒否）を行うことができるが、認定こども園については、既存の幼稚園や保育園からの移行を促進するために、供給過剰区域においても、既存の幼稚園、保育園が認定こども園への移行を希望し、かつ認可・認定基準を満たす場合には、認可・認定が行われるようにする需給調整の特例措置が設けられている。

『需給調整の特例措置を踏まえた本市の利用定員の設定に係る基準』について

・認定こども園は、保護者の就労の有無にかかわらず、幼児教育・保育を一体的に受けられることを特徴の一つとしており、１号・２号・３号の枠を設けなければその特徴をいかすことができないことから、本市においては、認定こども園への移行促進のための特例措置を活用し、幼児教育・保育ニーズが充足している区域においても必要最小限の範囲内で１号・２号・３号すべての定員設定を認める移行枠を設けている。

・保護者の就労支援の観点だけではなく、子どもの最善の利益を第一に考え、幼稚園及び保育園における質の高い幼児教育・保育が提供されるよう、供給が需要を上回る区域においては、以下の考え方に基づき認定こども園への移行を可能としている。

幼稚園が認定こども園に移行する場合 (2号・3号の設定)	待機児童解消のため、2号・3号認定子どもの定員の上限は設けていない。 ただし、今後は保育需要についても減少していく見込みのため、定員の上限を設ける必要がある。
保育園が認定こども園に移行する場合 (1号の設定)	1号認定の供給量は充足しているため、1号認定子どもの定員の上限は5人とする。 ただし、年度途中の需要に対応するため、2号認定の利用定員の空き枠の範囲内で、5人を超えて受け入れることを認める。その際の上限は15人とする。

『需給調整の特例措置を踏まえた本市の利用定員の設定に係る基準』について

1 教育・保育施設からの意見

- ・現行の1号定員は5人以下のルールでは、わずかな移行枠しか設定できないので、保護者のニーズに応えることが非常に厳しい。
- ・5人以下ルールでは、保護者の選択の自由が奪われるため、保護者や子どものためになるような制度設計が必要。
- ・5人以下ルールを撤廃し、子どもの奪い合いになると、体力のある規模の大きな園だけが残っていくことになり、結果として保護者の多様な施設の利用の幅を狭めてしまう。
- ・1号認定については、市内の全提供区域において供給過剰であり、定員割れの施設も多いことを踏まえ検討すべき。

2 利用定員の設定に係る基準の見直し（案）

本市の子どもの人口動向を見据え、幼稚園・保育園等の持続的・安定的な施設運営に配慮するとともに、保護者の選択の自由やニーズに応えるため、以下のとおり見直しを行う。

(1) 1号利用定員の設定（保育園→認定こども園移行時）

1号利用定員の設定の上限は10人（認定区分別給付単価の最小区分）とする。

(2) 2号・3号利用定員の設定（幼稚園→認定こども園移行時）

2号・3号利用定員の設定の上限は10人（認定区分別給付単価の最小区分）とする。
ただし、過去の預かり保育（新2号）の利用実績が年間で10人を超える場合には、市と協議の上、利用実績に応じた利用定員の設定を可能とする。

※（1）（2）いずれの場合についても、移行後の利用定員は、施設の利用実績や保護者のニーズ等を踏まえ、市と協議の上、変更可能とする。

『幼稚園、保育園、認定こども園等における利用定員の変更の取扱い（案）』について

1 利用定員の増加

施設の希望どおり、原則、認める。

2 利用定員の減少

利用定員減少変更に係る市の方針に基づき、要件を満たす場合は認める。
ただし、減少により区域内の供給量に支障が生じる場合は、市と協議の上、変更内容を決定する。

3 利用定員の変更の流れ（案）

- ① 毎年度、各施設に対して利用定員変更の希望調査を実施
- ② 調査結果を取りまとめ、区域内の供給量に支障がないか確認し、変更希望を認めるか決定
- ③ 変更対象施設に変更結果を通知
- ④ 変更対象施設から市へ12月末までに利用定員の変更に関する届出を提出
- ⑤ 翌年4月1日から利用定員を変更

【御意見・回答】

Q1：教育・保育施設からの意見として、現行の1号認定の定員は5人以下のルールではわずかな人数しか定員設定ができないので、保護者のニーズに応えることが非常に厳しいとある。一方では、1号認定は市内の全提供区域において供給過剰であり、定員割れの施設も多いことを踏まえ検討すべきとの意見がある。これは当然の意見と思う。なぜ、1号認定の定員上限を10人以下にまで増やすのか。

A1：保育園から認定こども園になる際の1号定員の上限設定については、まず5人から始めましょうというところでスタートしたもの。教育・保育施設からは保護者も含めた子育て支援を強化したい、保護者からは近くの園に通いたいなどの御意見を伺っていることから、この度、見直しを行うこととした。また、幼稚園から認定こども園になる場合は定員設定の上限を設けていないため、保育園から認定こども園になる場合と同様に上限設定を設けることとする。保護者ニーズや私立園の経営も考慮して、幼稚園側も保育園側もお互い平等な形で定員設定を行うものである。

Q2：認定こども園においては、新2号のお子さんが2号になりたいとのニーズが多いものの、現状は2号の定員を増やすことができないことから、保護者のニーズに応えることができていない。

A2：私立園からは2号や3号の定員を増やしたいとの要望もいただいていることから、この度の認定こども園移行時の定員設定見直しと合わせ、既存の教育・保育施設の利用定員の増減について、各園が柔軟に対応できるよう、毎年度見直しを行うこととしている。